

消食表第 412 号

平成 29 年 9 月 1 日

国税庁課税部酒税課長 殿

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長 殿

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 食品表示担当部（局）長 殿

消費者庁食品表示企画課長

（公印省略）

食品表示基準の一部改正に伴う

新たな原料原産地表示制度の円滑な実施について

新たな原料原産地表示制度を定めた食品表示基準の一部を改正する内閣府令（平成 29 年内閣府令第 43 号）が、平成 29 年 9 月 1 日に施行されました。

新たな原料原産地表示制度は、国内で製造され消費者向けに販売される全ての加工食品に原料原産地表示を義務付けるものであることから、制度の円滑な実施のためには、消費者への普及啓発と併せて、理解不足に基づく誤表示が発生しないよう中小・零細事業者にも十分に配慮した上で食品関連事業者等への周知が重要です。

このため、消費者庁では、施行に併せて、普及啓発のためのパンフレット及びリーフレットを作成するとともに、全国でブロック説明会を開催することとしています。制度の円滑な実施のため、新たな原料原産地表示制度の消費者への普及啓発と食品関連事業者を含む関係者に対する周知をお願いいたします。